

義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書（案）

義務教育費国庫負担制度は、地方財政の窮乏を背景として地方自治体の義務教育費の支出に不均衡が生じることがないように、全国どこでも、全ての子どもたちが均等に教育を受けられるよう制度化されたものである。以来、この制度は国が地方自治体と責任を分担しながらも、最終的には国の責任において教育の機会均等の確保と教育水準の維持・向上を図る制度として、現行教育制度の重要な根幹をなしている。

しかしながら、義務教育費国庫負担金の国負担率は、2分の1から3分の1へと引き下げられ、地方自治体の負担が増すこととなった。さらに、地方分権が推し進められる今日、義務教育費国庫負担制度の存続そのものが毎年のように危ぶまれる状況にある。一方的に義務教育費国庫負担制度を縮小、廃止することは地方財政を圧迫するとともに、全国的な教育水準の確保や教育の機会均等に困難な状況を生じかねない。

地方自治体の財政力や保護者の所得の差によって、子どもたちが受ける教育水準に格差があってはならない。教育は、未来への先行投資であり、義務教育費国庫負担制度は、子どもたちがどこに生まれ育っても良質な教育が受けられることを保障するものである。

よって、政府におかれては、下記項目について取り組むよう強く要望する。

記

- 1．子どもたちに、教育の機会均等と教育水準を保障するために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度について、国負担率を2分の1に復元することを含め、制度を堅持すること。
- 2．きめ細かい教育の実現のために、30人以下学級・複式学級解消を基本とした次期教職員定数改善計画を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月27日

日 田 市 議 会